

# 消費者トラブル事例

## 【教室・講座】

令和4年3月

<目次>

01：求人広告を見て、芸能事務所に面接に行き、契約した演技レッスン

02：マッチングアプリで知り合った女性から勧められ契約した自己啓発セミナー

03：契約後に倒産した英会話教室

04：勧誘がしつこいパソコン教室の解約

分 類	教室・講座	販売方法	訪問販売
タイトル	求人広告を見て、芸能事務所に面接に行き、契約した演技レッスン		
相談内容	<p>2週間前、バイトの情報誌で歌を録音するアルバイトを見つけ、メールで応募したいと伝えた。業者から電話があり、「面接するので事務所に来るように」と言われた。</p> <p>1週間前に業者の事務所に面接を受けに行った。合格と言われた。業者に「当所で自主制作の映画を撮る。オーディションを受けてみないか。」と言われ、興味を持ち、その日に面接を受けた。</p> <p>その2日後、オーディションの結果を聞きに事務所に行った。業者に「合格だ。ただし、そのまま映画に出すわけにはいかない。半年間のレッスンを受けてもらう必要がある。レッスン代は入学金と受講料で30万円だ。」と言われ、契約書に記入し、控えをもらった。支払いはクレジットカードでするようにと言われ、持っていないと答えたら、「近くの商業施設で作ってくるように。理由を聞かれたら引っ越し費用と告げれば良い」と言われた。指示に従いカードを作り、カード払いの手続きをした。</p> <p>しかし、友人に相談したら、「歌の録音のバイトの面接に行ったのに、映画に出るための30万円のにレッスンの契約をさせられている。おかしい。」と指摘された。また、ネットで調べたらこの業者についての書き込みが多数あった。「面接とは名ばかりで誰でも受かる。」と書かれていた。だまされたと思うので、やめたい。支払いをしたくない。(20代 女性 給与生活者)</p>		
処理結果概要	<p>事務所での契約ではありますが、歌のバイトの「面接」と電話で呼び出されて演技のレッスンの契約をしていますので、特定商取引法の訪問販売のアポイントメントセールスに該当します。クーリング・オフができます。クーリング・オフの書面通知<sup>※1</sup>をするよう助言しました。</p>		

※1 クーリング・オフについては、電磁的方法による解除通知も可となる。

(令和4年6月1日から施行)

※2 特定商取引法の改正により、申込みをした者の承諾を得て、電磁的方法でも契約書面を交付できる。

(令和5年6月16日までに施行)

[＜目次へ戻る＞](#)

分類	教室・講座	販売方法	訪問販売
タイトル	マッチングアプリで知り合った女性から勧められ契約した自己啓発セミナー		
相談内容	<p>マッチングアプリに登録して、Aと知り合った。Aに大学4年生で就活中と自己紹介した。Aに誘われ、カフェで会った。Aから就職活動について聞かれたので、悩みを打ちあけた。Aは自己啓発セミナーが就活の役に立つと受講を勧めた。Bから詳しい話が聞けると言うので、Bと会った。</p> <p>Bは「今のままでは就活はうまくいかない。自己啓発セミナーで自分を変えればうまくいく。セミナーと一緒にいこう。」と言った。日を改めて、Bとビルの1室にあるセミナー会場に行った。Bから「セミナーの受講料は60万円。早く決めた方がいい。」と勧められた。高額だったので迷ったが、就活がうまくいくならと思ひ、その場で契約した。Bから「8日以内ならクーリング・オフできる。」と説明された。60万円は、消費者金融で借りるよう指示され、2社から借りてBに渡した。親に借金したことがばれて、やめるよう言われた。Bにクーリング・オフしたいと連絡したら「8日以内だから大丈夫だ。」と返信があった。60万円を返金してもらえるか不安だ。(20代 男性 大学生)</p>		
処理結果概要	<p>契約書面を確認したところ、「特定商取引法に関する法律の適用を受ける場合には、クーリング・オフできる」と記載がありました。特定商取引法の適用については検討が必要なケースですが、契約時にBからクーリング・オフできるとの説明があり、口頭でクーリング・オフが受け付けられていることから、念の為、書面<sup>※1</sup>でクーリング・オフを通知しておくよう助言しました。後日、申出人から全額返金されたと報告がありました。</p>		

※1 クーリング・オフについては、電磁的方法による解除通知も可となる。  
(令和4年6月1日から施行)

[＜目次へ戻る＞](#)

分類	教室・講座	販売方法	特定継続的役務提供
タイトル	契約後に倒産した英会話教室		
相談内容	<p>息子を英会話教室へ通わせていた。</p> <p>先日、教室へ行くと閉鎖されており、「倒産した。」と書かれた張り紙があった。びっくりして調べると、確かに倒産したことがわかった。英会話教室は半年間の契約で、受講料6万円はクレジット会社を利用して半年間の分割払いにしている。</p> <p>今後、受講できなくても、クレジット会社へ支払をしなくてはいけないか。</p> <p>(40代 女性 家事従事者)</p>		
処理結果概要	<p>英会話教室が倒産して受講できなくなったことを理由に、その後の受講部分について、クレジット会社へ支払停止を求めると伝えることができました。</p> <p>クレジット会社に対して、「英会話教室が倒産してサービスを受けることができなくなったので、支払を停止する。」という内容の通知をすること、また英会話教室に、「倒産してサービスを受けることができなくなったので、債務不履行で契約を解除する。」という内容の通知を出すよう助言しました。</p>		

[＜目次へ戻る＞](#)

分類	教室・講座	販売方法	特定継続的役務提供
タイトル	勧誘がしつこいパソコン教室の解約		
相談内容	<p>パソコン教室で無料体験後、「今なら受講料が半額」と勧められた。</p> <p>仕事のスキルアップのためと思い、半年間60回のコースで、代金25万円のクレジットを組み、契約した。</p> <p>受講を開始して2か月になるが、指導内容が期待していたものと違った。また、授業終了後に、夜遅くまで講座の追加を勧められた。未受講分がたくさん残っていると断っても勧誘された。</p> <p>授業の内容が不満で、しつこい勧誘も嫌なので解約を申し出たら、「違約金がかかる。」と言われた。本当か。(20代 男性 給与生活者)</p>		
処理結果概要	<p>当該パソコン教室の契約は、特定商取引法の特定継続的役務提供取引に当たるので、クーリング・オフ期間が経過した後も、契約期間内であれば中途解約できます。ただし、違約金は必要であることを伝えました。</p> <p>中途解約は、「授業の内容が期待と違う。」、「成果に納得がいかない。」など、理由を問わず、法律に則って途中で契約を解消できる制度です。業者に、中途解約と法律に基づく清算を求める通知を出すよう助言しました。</p>		

※1 特定商取引法の改正により、申込みをした者の承諾を得て、電磁的方法でも契約書面を交付できる。  
(令和5年6月16日までに施行)

[＜目次へ戻る＞](#)